

令和7年度 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における国民健康保険税及び介護保険料の減免について

改正内容：・国民健康保険税及び介護保険料減免期間を1年延長する。

・平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に居住していた者については国民健康保険税額及び介護保険料額の減免が無しとなる。

・平成28年に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していた上位所得層以外の者については国民健康保険税額及び介護保険料額の半額を減免する。

・令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得層への減免が無しとなる。(令和6年9月分まで)

・令和7年3月31日に指定が解除された帰還困難区域の上位所得層については、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額を減免する。

地域区分			地域の内容	所得区分	改正後		改正前	
					減免割合	対象	減免割合	対象
帰還困難区域（下記の区域を除く）				—	全部	令和8年3月分まで	全部	
帰還困難区域【令和7年3月31日に指定が解除された区域】 ・飯館村の一部及び葛尾村の一部				上位所得層以外				
				上位所得層				
旧避難指示区域等	①	【平成27年に指定が解除された区域】 ・楡葉町の残り全部	上位所得層以外	無し		2分の1	令和7年3月分まで	
	②	【平成28年に指定が解除された区域】 ・葛尾村の一部、川内村の残り全域、南相馬市の一部		2分の1	令和8年3月分まで	全部		
	③	【平成29年から令和3年度までに指定が解除された区域】 ・飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部、富岡町の一部、双葉町の一部及び大熊町の一部		全部				
	④	【令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域】 ・葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部						
	⑤	【令和5年4月2日以降の令和5年度中に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域】 ・飯館村の一部及び富岡町の一部	上位所得層以外	無し				
		上位所得層						

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】 国民健康保険税2世帯※富岡町からの避難者

介護保険料1人※浪江町からの避難者（令和7年3月末現在）

※緑色のリーフレット（厚生労働省及び復興庁で作成している「東日本大震災の被災者の皆さまへ」）
は、単年度毎に国の減免に関する予算が成立し、避難指示から10年程度で減免措置が段階的に
終了することを示している。